

改正 令和5年10月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市環境キャラクター（以下「キャラクター」という。）の名称及び図柄（以下「デザイン等」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（デザイン等）

第2条 この要綱においてキャラクターは「みどり〜」とし、その図柄は別図のとおりとする。

2 デザイン等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。以下同じ。）は、全て市に帰属するものとする。

（使用の承認）

第3条 キャラクターを使用する者（以下「申請者」という。）は、八王子市環境キャラクター使用承認申請書（様式第1号）をあらかじめ市長に提出し承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）市が実施または後援、協賛、協力する事業で使用するとき。
- （2）教育機関が教育目的で使用するとき。
- （3）報道機関が報道または広報目的で使用するとき。
- （4）市が包括連携協定を締結する企業または大学、その他団体が広く市のPRに寄与する事業で使用するとき。
- （5）その他市長が適当と認めるとき

3 市長は、第1項の申請について適当と認めたときは、八王子市環境キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、市長は使用条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第4条 市長は、次のいずれかに該当し、申請について不適と認めたときは、八王子市環境キャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- （1）市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。
- （2）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- （3）商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠等として独占的に使用するおそれがあると認められるとき。
- （4）市が特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。

- (5) デザイン等の著しい変更に伴い、キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 八王子市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が使用するとき。
- (7) その他、市長がその使用について不適当であると認めたとき。

（使用料）

第5条 キャラクターのデザイン使用料は無料とする。

（使用承認期間）

第6条 使用承認期間は承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし更新は妨げない。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び承認された用途のみに使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 第2条に規定する名称並びに市が別に定める形状及び色の規格に沿った図柄を利用し、デザイン等の変更を行わないこと。ただし、市長が認めた場合を除く。
- (3) キャラクターを使用する場合、「八王子市環境キャラクター」の表記を付すこと。ただし、商業利用の場合は、キャラクターの名称のみを付すこと。
- (4) キャラクター等を使用して作成し、または製造する物件（以下「使用物件」という。）は完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (5) 物件について、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録等の出願を行わないこと。

（使用状況等の報告）

第8条 市長は、使用者に対しキャラクターの使用状況等について報告させること、又は調査することができるものとする。

（承認内容の変更）

第9条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、八王子市環境キャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、八王子市環境キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとする。

- 3 市長は前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に八王子市環境キャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 使用者は、変更申請の承認後についても、第7条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第10条 キャラクターを使用している者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、市長はその使用を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - (3) 前2号に号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、八王子市環境キャラクター使用（変更）承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消された者は、八王子市環境キャラクター使用（変更）承認取消通知書（様式第5号）の通知があった日以降、当該使用物件を使用してはならない。
 - 4 市長は、第1項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。
 - 5 市長は承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第11条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第12条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、環境部環境政策課において処理する。

（損失補償等の責任）

第13条 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、それによって生じた損害を市に賠償するものとする。

（事故、苦情等の処理）

第14条 キャラクターの使用に関し、事故または苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。